



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成18年4月25日火曜日 第1754号

◇ 目次 ◇

落札者等の告示.....	347
道路の区域変更（一般国道197号）.....	347
道路の供用開始（ " ）.....	347
開発行為に関する工事の完了.....	348
道路の位置の指定.....	348
愛媛県証紙売りさばき人の指定.....	348

公 告

土地（建付地）の売払い（2件）.....	349
特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	351

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告..... 351

選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の名称の変更..... 351

任 免 辞 令

定年退職..... 352

伊藤 敬外..... 352

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第657号

次のとおり落札者を決定した。

平成18年4月25日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
愛媛県漁業取締船用燃料 軽油（免税・JIS-K2204 2号） 100リットル当たりの単価 約688.000リットル	愛媛県総務部管理 局総務管理課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	平成18年3月24日	三原産業株式会社 愛媛県宇和島市寿町 二丁目9番12号	6,480円	一般競争入札	平成18年2月10日

○愛媛県告示第658号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年4月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一般国道	197号	西宇和郡伊方町二名津1648番4から 同町二名津1644番4まで	旧	メートル 9.4~24.0	キロメートル 0.071	
			新	9.4~33.8	0.071	
"	"	西宇和郡伊方町二名津1676番2	旧	9.6~17.0	0.059	
			新	15.0~17.6	0.059	
"	"	西宇和郡伊方町二名津1692番6	旧	10.8~13.0	0.031	
			新	11.4~15.0	0.031	

○愛媛県告示第659号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年4月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	197号	西宇和郡伊方町二名津1648番4から 同町二名津1644番4まで	平成18年4月25日
"	"	西宇和郡伊方町二名津1676番2	"
"	"	西宇和郡伊方町二名津1692番6	"
"	"	西宇和郡伊方町名取3245番1	"
"	"	西宇和郡伊方町二名津1692番地先	"
"	"	西宇和郡伊方町二名津1681番地先	"

○愛媛県告示第660号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
平成18年4月25日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
18松局建（開）第3号 平成18年4月14日	東温市田窪字海稲1319番5	東温市牛淵1025番地1 大野 淳 大野 志穂

○愛媛県告示第661号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。
平成18年4月25日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

四国中央市妻鳥町字下智々古474番1、481番、474番

- 1 地先水路及び481番地先水路
- 2 申請人の住所氏名
四国中央市妻鳥町1210番地1
カジワラホーム株式会社
代表取締役 梶原 常美
- 3 図面省略

○愛媛県告示第662号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。
平成18年4月25日

愛媛県知事 加戸守行

指定 番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	指 定 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
八第 28号	八幡浜市北浜一丁目1番1号	八幡浜市役所職員生活協同組合	八幡浜市北浜一丁目1番1号 八幡浜市役所 八幡浜庁舎内	平成18年4月3日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年4月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地（建付地）の売払い

(2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

所 在 地	土 地		建 物	
	地 目	地 積	構 造	床 面 積
新居浜市八雲町1256番3	宅 地	1,656.71m ²	鉄筋コンクリート造 2階建 外	1,230.71m ²

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2558

イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成18年5月12日（金）午前11時00分

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成18年5月29日（月）午前10時00分

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県西条市喜多川796番地の1

愛媛県西条地方局7階第1会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年4月25日

愛媛県知事 加戸守行

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地（建付地）の売払い

(2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

所在地	土地		建物	
	地目	地積	構造	床面積
松山市溝辺町甲355番1	宅地	275.49m ² (登記簿198.00m ²)	木造厚型スレート葺 平屋建	78.70m ²

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089) 912 2558

イ 入札心得書の交付方法

アに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成18年5月15日（月）午後2時00分

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成18年5月29日（月）午後2時00分

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁第二別館5階第3会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定

代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から5年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

イ アの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年4月25日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年4月13日	NPO法人 ぴあ	佐野卓志	愛媛県松山市木屋町一丁目9番地4	この法人は、障害のある人が自分らしくあたりまえに地域で生活することを支援するため、障害のある人の社会参加促進に関する実践活動、障害のある人に対する地域住民の理解促進活動等を行いながら、地域福祉の向上、発展に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年4月25日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年4月17日	特定非営利活動法人 JMACS	中野博子	愛媛県松山市三番町六丁目5番地19扶桑ビル2階	この法人は、乳幼児から高齢者に対して、個性の尊重と人格の尊厳保持を理念とし、国際ネットワークの構築と情報交換によって、誰もが安心して暮らせる生活空間の研究と実践をめざし、保健・医療・福祉に関する事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により不在者投票のできる施設として指定したもののうち、愛媛県立北宇和病院

について、次のとおり名称の変更があった。

平成18年4月25日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤山 薫

施設の種 類	施設の名称		所 在 地
病院	新	鬼北町立北宇和病院	北宇和郡鬼北町大字近永455番地1
	旧	愛媛県立北宇和病院	

任 免 辞 令

○定年退職

平成18年3月31日定年退職

愛媛県事務吏員 夏 井 幹 夫
 同 喜 安 晃
 同 大 野 嘉 久
 同 山ノ内 盈 裕
 同 松 岡 誼 知
 同 松 廣 義 忠
 同 仙 波 藤 夫
 同 白 石 忠 常
 同 石 原 溢 芳
 同 三 好 力
 同 藤 田 昭 作
 同 井 川 治 治
 同 永 野 勝 之
 同 渡 部 尚 由
 同 菅 省 三
 同 三 好 武 男
 同 山 本 俊 昭
 同 花 井 淳 子
 同 森 欣 治
 同 藤 野 千津子
 同 浅 井 勝 友
 同 中 村 満 利
 同 本 田 耕 一
 同 門 田 彌 生
 同 兵 頭 正 毅
 愛媛県技術吏員 三 好 勉
 同 丹 下 正 明
 同 菅 野 光 義
 同 曾我部 義 明
 同 湯 浅 忠 雄
 同 武 田 栄 生
 同 熊 善 三
 同 中 村 敬 治
 同 真 木 久壽夫
 同 辻 知 子
 同 山 内 道 雄
 同 神 原 輝 洋
 同 森 実 庸 男
 同 山 本 賢 治
 同 三 谷 美 嶺 雄
 同 二 宮 弘 敏
 同 家 村 眞 之
 同 中 村 秋 紀

同 宮 崎 光 男
 同 豊 田 一
 同 富 永 宏 文
 同 柿 内 重 樹
 同 三 好 一 郎
 同 北 野 聰
 同 赤 松 作 男
 同 黒 川 寅 二
 同 戸 田 人 志
 同 三 浦 泰 則
 同 瀧 本 平 八
 同 末 光 國 明
 同 田鶴谷 茂 雄
 同 早 瀬 茂 子
 同 池 田 祥 夫
 同 行 本 健 彦
 技能主任 杉 野 文 彦
 同 高 瀬 務
 主任業務員 宮 下 和 弘
 同 竹 村 三 枝 子

○任免辞令

3月31日

愛媛県事務吏員 伊 藤 敬
 同 芝 田 耕 司
 同 今 津 輝 則
 同 加 藤 智 也
 愛媛県技術吏員 大 内 忠 臣
 同 岡 本 敦 介
 同 渡 辺 大 介

願により本職を免ずる

退職手当は支給しない(愛媛県職員退職手当条例第14条)

(各通)

愛媛県事務吏員 原 正 行
 同 稲 生 實
 同 松 木 良 彰
 同 河 野 涉
 同 安 部 佳 美
 同 中 野 陽 出 樹
 同 大 植 泰 広
 同 鎌 田 隆 義
 同 日 野 治 毅
 同 市 川 聡 毅
 愛媛県技術吏員 岡 田 義 治
 同 坂 本 禮 大
 同 末 光 憲 三
 同 織 田 文 惠
 同 宮 内 康 典
 同 山 本 徹
 同 山 内 歳 樹
 同 栗 林 茂 樹
 同 宇和川 明
 同 松 本 敏 雄

同	小 西 フサヨ	愛媛県公立学校教員に任命する
同	橘 三枝子	愛媛県立医療技術大学講師を命ずる
同	宮 崎 美 未	兼ねて愛媛県立医療技術短期大学講師を命ずる
同	亀 岡 貫太郎	池 田 祥 子
同	中 田 源太郎	愛媛県技術吏員に再任用する
同	井 原 由美子	行政職 2 級（週32時間勤務）を命ずる
同	綱 崎 誠	任期は平成19年3月31日までとする
同	原 口 順 子	主任技師を命ずる
同	藤 盛 絢 子	愛媛整肢療護園勤務を命ずる
同	池 田 達 彦	黒 川 寅 二
愛媛県公立学校教員	岡 本 眞知子	愛媛県技術吏員に再任用する
愛媛県公立学校助手	安 部 正 子	行政職 2 級（週32時間勤務）を命ずる
願により本職を免ずる（各通）		任期は平成19年3月31日までとする
技能主任	高 市 谷 勝	主任技師を命ずる
願により職務を解く		新居浜高等技術専門校勤務を命ずる
4月1日		戸 田 人 志
	清 水 裕	愛媛県技術吏員に再任用する
愛媛県技術吏員に任命する		行政職 2 級（週32時間勤務）を命ずる
行政職 9 級を命ずる		任期は平成19年3月31日までとする
土木部長を命ずる		主任技師を命ずる
	北 村 朋 生	花き総合指導センター勤務を命ずる
愛媛県事務吏員に任命する		山 内 道 雄
行政職 6 級を命ずる		愛媛県技術吏員に再任用する
総務部新行政推進局市町振興課長を命ずる		研究職 1 級（週32時間勤務）を命ずる
	西 井 洋 史	任期は平成19年3月31日までとする
愛媛県技術吏員に任命する		主任技師を命ずる
行政職 7 級を命ずる		養鶏試験場勤務を命ずる
参事を命ずる		杉 野 文 彦
土木部河川港湾局砂防課長を命ずる		主任技能員（週32時間勤務）に再任用する
	大 政 トシエ	任期は平成19年3月31日までとする
愛媛県技術吏員に任命する		今治地方局勤務を命ずる
医療職（三）6 級を命ずる		兵 頭 正 毅
愛媛整肢療護園総看護長を命ずる		愛媛県事務吏員に再任用する
	尾 崎 亨	行政職 2 級（週32時間勤務）を命ずる
愛媛県事務吏員に任命する		任期は平成19年3月31日までとする
行政職 4 級を命ずる		主任主事を命ずる
専門員を命ずる		宇和島地方局勤務を命ずる
総務部管理局人事課勤務を命ずる		高 瀬 務
	好 岡 浩 二	主任技術員（自動車運転）（週32時間勤務）に再任用する
愛媛県事務吏員に任命する		任期は平成19年3月31日までとする
行政職 3 級を命ずる		宇和島地方局勤務を命ずる
主任を命ずる		山 内 雄 太
経済労働部管理局産業政策課勤務を命ずる		愛媛県事務吏員に任命する
	三 田 貴 弘	行政職 1 級を命ずる
愛媛県事務吏員に任命する		主事を命ずる
行政職 3 級を命ずる		総務部管理局総務管理課勤務を命ずる
主任を命ずる		阿 部 理 絵
経済労働部産業支援局経営支援課勤務を命ずる		愛媛県事務吏員に任命する
	灘 久 代	行政職 1 級を命ずる
愛媛県公立学校教員に任命する		主事を命ずる
愛媛県立医療技術大学助教授を命ずる		企画情報部管理局統計課勤務を命ずる
兼ねて愛媛県立医療技術短期大学助教授を命ずる		芳 野 宏 徳
	崎 山 貴 代	愛媛県事務吏員に任命する

行政職1級を命ずる 主事を命ずる 企画情報部管理情報政策課勤務を命ずる 西本 武 史	愛媛県事務吏員に任命する 行政職1級を命ずる 主事を命ずる 土木部管理局土木管理課勤務を命ずる 宮 下 豊 大
愛媛県事務吏員に任命する 行政職1級を命ずる 主事を命ずる 県民環境部環境局環境政策課勤務を命ずる 森 田 京 吾	愛媛県事務吏員に任命する 行政職1級を命ずる 主事を命ずる 土木部道路都市局道路維持課勤務を命ずる 正 岡 祐 子
愛媛県事務吏員に任命する 行政職1級を命ずる 主事を命ずる 保健福祉部生きがい推進局長寿介護課勤務を命ずる 松 井 いづみ	愛媛県技術吏員に任命する 行政職1級を命ずる 技師を命ずる 土木部道路都市局建築住宅課勤務を命ずる 矢 野 昭 宏
愛媛県技術吏員に任命する 行政職1級を命ずる 技師を命ずる 中央児童相談所勤務を命ずる 宮 城 雅 彦	愛媛県事務吏員に任命する 行政職1級を命ずる 主事を命ずる 出納事務局会計課勤務を命ずる 上 野 千 恵
愛媛県技術吏員に任命する 研究職1級を命ずる 研究員を命ずる 衛生環境研究所勤務を命ずる 西 山 幸 恵	愛媛県事務吏員に任命する 行政職1級を命ずる 主事を命ずる 西条地方局勤務を命ずる 高 橋 拓 也
愛媛県事務吏員に任命する 行政職1級を命ずる 主事を命ずる 経済労働部管理局産業政策課勤務を命ずる 八 塚 愛 実	愛媛県事務吏員に任命する 行政職1級を命ずる 主事を命ずる 西条地方局勤務を命ずる 都 築 史
愛媛県技術吏員に任命する 研究職1級を命ずる 研究員を命ずる 繊維産業試験場勤務を命ずる 菊 地 一 晃	愛媛県事務吏員に任命する 行政職1級を命ずる 主事を命ずる 西条地方局勤務を命ずる 小 菊 洋 行
愛媛県事務吏員に任命する 行政職1級を命ずる 主事を命ずる 農林水産部管理局農業経済課勤務を命ずる 奥 貞 丈 博	愛媛県技術吏員に任命する 医療職(二)2級を命ずる 技師を命ずる 西条地方局勤務を命ずる 古 川 一 志
愛媛県技術吏員に任命する 研究職1級を命ずる 研究員を命ずる 果樹試験場勤務を命ずる 高 橋 弥 生	愛媛県事務吏員に任命する 行政職1級を命ずる 主事を命ずる 西条地方局勤務を命ずる 和 田 幸 将
愛媛県技術吏員に任命する 研究職1級を命ずる 研究員を命ずる 畜産試験場勤務を命ずる 橋 田 大 輔	愛媛県事務吏員に任命する 行政職1級を命ずる 主事を命ずる 西条地方局勤務を命ずる 池 田 佳 代
愛媛県技術吏員に任命する 研究職1級を命ずる 研究員を命ずる 水産試験場勤務を命ずる	今治地方局勤務を命ずる 久 保 佳 宏
	愛媛県事務吏員に任命する 行政職1級を命ずる

主事を命ずる 今治地方局勤務を命ずる	津 吉 淳 平
愛媛県事務吏員に任命する 行政職1級を命ずる 社会福祉主事を命ずる 八幡浜地方局勤務を命ずる	神 野 一
愛媛県技術吏員に任命する 行政職1級を命ずる 技師を命ずる 八幡浜地方局勤務を命ずる	紙 浦 康 治
愛媛県事務吏員に任命する 行政職1級を命ずる 主事を命ずる 八幡浜地方局勤務を命ずる	吉 岡 孝 之
愛媛県事務吏員に任命する 行政職1級を命ずる 主事を命ずる 宇和島地方局勤務を命ずる	眞 田 志津子
愛媛県事務吏員に任命する 行政職1級を命ずる 主事を命ずる 宇和島地方局勤務を命ずる	森 正 存
愛媛県事務吏員に任命する 行政職1級を命ずる 主事を命ずる 宇和島地方局勤務を命ずる	松 村 康 則
愛媛県技術吏員に任命する 行政職1級を命ずる 技師を命ずる 宇和島地方局勤務を命ずる	

--	--